

第1章 計画策定の考え方（1頁～）

1 計画策定の趣旨

- 国においては、成年後見制度について、一層の利用促進や福祉的な視点での運用を可能とするため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定された。
- 今後、超高齢社会を迎える中で、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加に伴い、判断能力が不十分な方々に対する支援の必要性を早急に把握し、本人の意思を尊重した適切な支援につなげていくことが求められている。
- 成年後見制度への理解を深め、適切な制度利用を促すための施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に施策を推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、市町村が定める基本的な計画
- 本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるもの
- 第二次山口市総合計画に掲げる政策「あらゆる世代が 健やかに暮らせるまち」を実現するための部門計画

3 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

4 計画の策定・評価体制

- 「山口市すこやか長寿対策審議会」、「山口市障がい福祉施策懇話会」及び成年後見制度に関わる実務経験者（法律・福祉専門職団体等）への意見聴取等により、幅広い関係者や市民の意見を計画に反映した。
- 司法、福祉、保健医療、地域、行政の関係者で構成する協議会を設置し、当該協議会を活用して、計画の進捗状況について点検・評価を行う。

第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題（5頁～）

1 成年後見制度を取り巻く山口市の現状

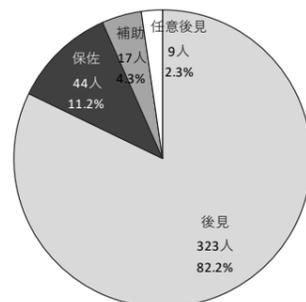
高齢者の状況 知的・精神障がい者の状況	成年後見制度に関する取組状況 (市民の利用状況)	成年後見制度に関する取組状況 (後見人の状況)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者数は約7,000人 ・ 知的障がい者数は約1,500人 ・ 精神障がい者数は約1,800人 ・ 認知症高齢者数、知的障がい者数及び精神障がい者数は年々増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の利用者数は約400人 ・ 制度を「知っている」と回答した市民^{※1}の割合は5割未満 ・ 約3割の市民^{※1}が「手続きがわからない」と回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職団体^{※2}は山口家庭裁判所からの受任推薦依頼(年間50件弱)を全て受任 ・ 多くの団体が今後も「十分受任できる」と回答 ・ 資産・収入が少なく被後見人からの報酬が見込めないケースにも専門職団体が対応 ・ 親族後見人等の相談窓口が分かりにくい状況

※1 要介護認定を受けていない65歳以上 ※2 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等

2 成年後見制度を取り巻く課題

- ① 成年後見制度が十分に活用されていない
- ② 成年後見制度の内容が市民に理解されていない
- ③ 後見人を支援する仕組みが整っていない

山口市の成年後見制度の利用者数（類型別）



第3章 計画の基本方針、基本目標と施策の体系（19頁～）

1 基本方針

安心して自分らしく暮らし続けられる支え合いのまち

～いつまでも意思が尊重され、つながり、支え合う権利擁護支援の推進～

- 権利擁護が必要な人を、速やかに適切な支援につなげるためには、地域の関係者等がそれぞれの役割を果たしながら、表面化しづらい支援の必要性を早期に把握できる仕組みづくりが必要
- 判断能力が不十分な状態になっても地域社会に参画し、その人らしい生活が継続できるように、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、生活の質の向上につながる福祉的な支援も重要
- 既存の地域包括ケアの体制や取組を活かしつつ、地域の関係者、福祉・司法の関係機関、行政等が連携して、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に取り組む。

2 基本目標

基本目標1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する

施策1-1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

基本目標2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える

施策2-1 制度利用につながる情報提供や相談の充実

施策2-2 成年後見制度利用支援事業の推進

基本目標3 後見人が活動しやすい環境づくりを進める

施策3-1 後見活動を支援する仕組みづくり

3 施策の体系

基本目標	施策	主な取組
【基本目標1】 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備する	【施策1-1】 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築	(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置 (2) 地域連携ネットワークの機能の整備 (3) チームによる後見活動の推進 (4) 専門職団体や関係機関による協議会の設置
【基本目標2】 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整える	【施策2-1】 制度利用につながる情報提供や相談の充実	(1) 制度周知のための広報・啓発活動の推進 (2) 成年後見制度の利用に関する相談窓口の開設 (3) 関係機関の職員等に対する研修の実施 (4) 地域福祉権利擁護事業からの移行支援
	【施策2-2】 成年後見制度利用支援事業の推進	(1) 市長申立ての実施 (2) 申立費用及び後見人報酬への助成 (3) 市民後見人候補者の育成
【基本目標3】 後見人が活動しやすい環境づくりを進める	【施策3-1】 後見活動を支援する仕組みづくり	(1) 後見活動に関する相談対応 (2) チームの構築に対する支援 (3) 専門職団体との連携強化 (4) 家庭裁判所との連携強化 (5) 社会福祉協議会との連携強化

第4章 施策の展開 (23頁～)

施策1-1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

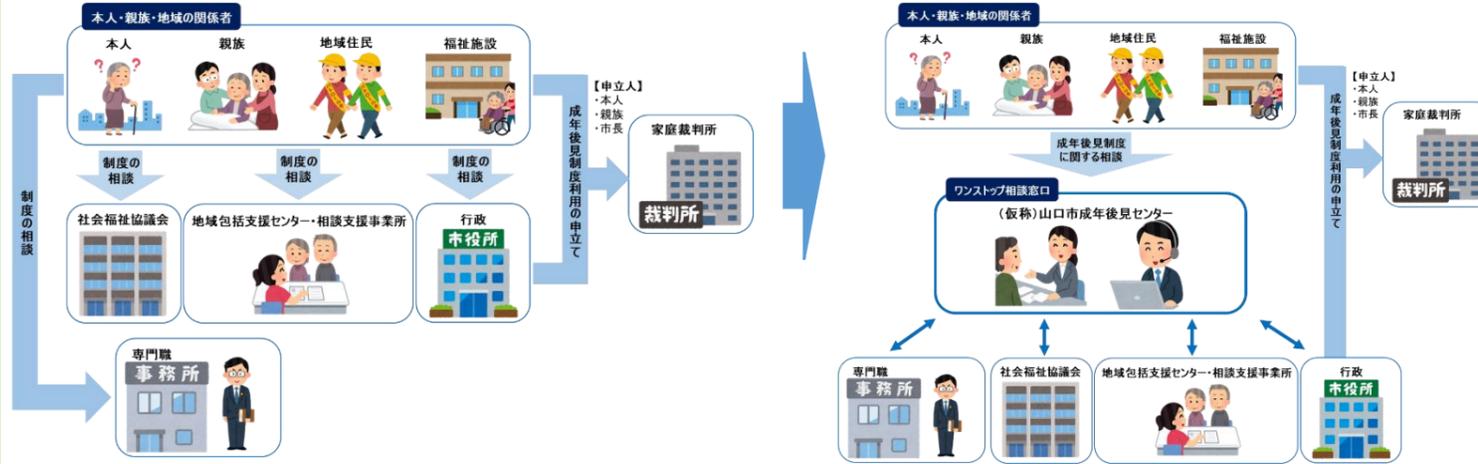
- 成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の機能強化に向けて、成年後見制度に関わる機関・団体等との連携や役割分担を図る地域連携ネットワークを構築する。

(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置

～(仮称)山口市成年後見センターを設置～

- 取組の進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核機関として、(仮称)山口市成年後見センター(以下「後見センター」という。)を設置する。

【現状】



【目指す姿】

(2) 地域連携ネットワークの機能の整備

～広報・相談・利用促進・後見人支援の4つの機能を段階的に整備～

- 成年後見制度の利用促進に向け、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、後見センターが地域連携ネットワークの関係団体と役割分担し、段階的に整備するとともに、不正防止にも効果を発揮できるよう配慮していく。

(3) チームによる後見活動の推進

～本人に身近な関係者と後見人による本人の意思・状況把握の仕組みづくり～

- 後見等開始前は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとして、「チーム」による後見活動を推進する。

(4) 専門職団体や関係機関による協議会の設置

～(仮称)山口市成年後見制度利用促進協議会を設置～

- 地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮できるよう、法律・福祉の専門職団体、福祉・保健医療の関係機関、地域の関係団体、行政等を構成員とする(仮称)山口市成年後見制度利用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 後見センターが協議会の事務局を担う。

施策2-1 制度利用につながる情報提供や相談の充実

- 市民が成年後見制度を利用しやすくなるように、成年後見制度の周知・啓発を進めるほか、相談・支援体制を充実させる。

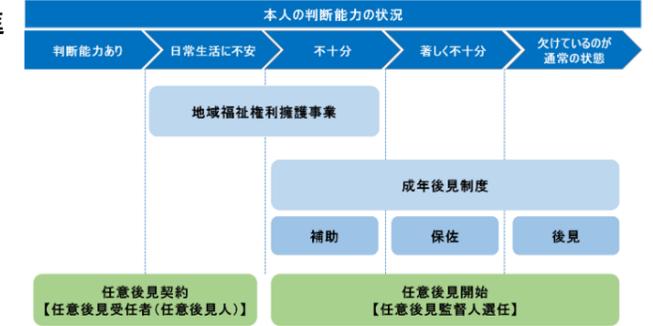
(1) 制度周知のための広報・啓発活動の推進

(2) 成年後見制度の利用に関する相談窓口の開設

→後見センターにおいて開設

(3) 関係機関の職員等に対する研修の実施

(4) 地域福祉権利擁護事業からの移行支援



施策2-2 成年後見制度利用支援事業の推進

- 本人にふさわしい後見人が選任されるように、後見人候補者の選定を支援するとともに、地域において後見人となる人材の確保に努める。

(1) 市長申立ての実施

(2) 申立費用及び後見人報酬への助成

→市長申立て以外の事案における後見人報酬等の助成については、今後検討する。

(3) 市民後見人候補者の育成

施策3-1 後見活動を支援する仕組みづくり

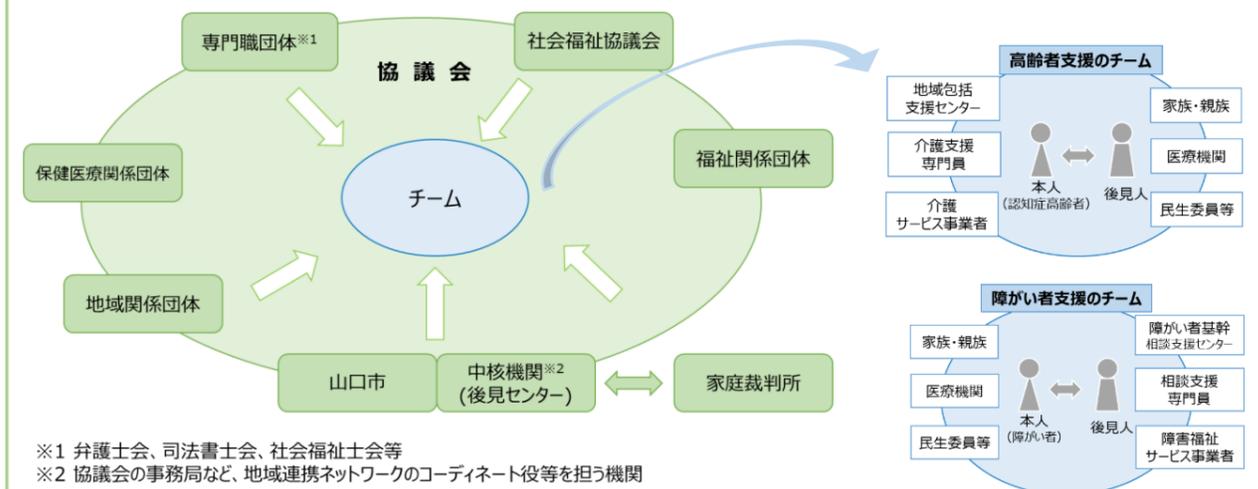
- 関係機関との連携を強化し、後見人やチーム関係者の活動を支援する。

(1) 後見活動に関する相談対応

(2) チームの構築に対する支援

(3) 専門職団体との連携強化 (4) 家庭裁判所との連携強化 (5) 社会福祉協議会との連携強化

地域連携ネットワーク及びチームのイメージ



※1 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等

※2 協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネート役等を担う機関